

# 指定障害者支援施設 重要事項説明書

あなたに対する指定障害者支援施設サービスの提供について、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

## 1. サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人 擁童協会
所在地	岐阜県揖斐郡大野町大字寺内624番地
電話番号	0585-32-0172
代表者氏名	理事長 河瀬 治行
法人設立年月	明治39年8月

## 2. サービスを提供する事業所

事業所の種類	指定障害者支援施設 平成23年4月1日指定
事業所番号	2112600248
事業所の名称	西濃向生園
事業所の所在地	岐阜県揖斐郡大野町大字寺内623番地
連絡先	電話番号 0585-34-2723
	FAX番号 0585-34-2753
管理者	園長 近藤 征子
サービス管理責任者	菅谷 康夫 ・ 長尾真由美
サービス実施地域	大野町、揖斐川町、池田町、神戸町、本巣市、北方町、瑞穂市
主たる対象者	知的障害者
サービスの種類	生活介護 73名
および定員	施設入所支援 50名
開設年月日	昭和57年4月1日

## 3. サービスの目的・運営方針

目的	障害者支援施設として、入浴、排泄及び食事等の介護、日常生活上の助言や相談・支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力の向上のための援助等を行います。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正かつきめ細かな生活介護・施設入所支援サービスの提供を行います。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

たてもの 建物	えん 園 舎	こう 構 ぞう 造	てつきんこんくりーともくぞう ひらやだて 鉄筋コンクリート木造 平屋建	
		のべゆかめんせき 延べ床面積	1,818.85 m <sup>2</sup>	
	じりつくんれんどう 自立訓練棟 (けやき棟)	こう 構 ぞう 造	てつこつづくり 2かいだて 鉄骨造 2階建	
		のべゆかめんせき 延べ床面積	281.39 m <sup>2</sup>	
	につちゅうかつどうどう 日中活動棟 (はなみずき棟)	こう 構 ぞう 造	てつこつづくり ひらやだて 鉄骨造 平屋建	
		のべゆかめんせき 延べ床面積	425.70 m <sup>2</sup>	
	につちゅうかつどうどう 日中活動棟 (作業棟)	こう 構 ぞう 造	てつこつづくり ひらやだて 鉄骨造 平屋建	
		のべゆかめんせき 延べ床面積	79.49 m <sup>2</sup>	
	しゃかいせいかつたいけん 社会生活体験 ほーむ	こう 構 ぞう 造	もくぞう 2かいだて 木造 2階建	
		のべゆかめんせき 延べ床面積	130.20 m <sup>2</sup>	
	ばん こうぼうけんきつさ パン工房兼喫茶 (やまぼうし)	こう 構 ぞう 造	もくぞう ひらやだて 木造 平屋建	
		のべゆかめんせき 延べ床面積	93.86 m <sup>2</sup>	
	敷地面積			10,194.7 m <sup>2</sup>

(2) 居室

居室の種類	へやかず 部屋数	び 備考
ふたりべや 2人部屋	11室	
ひとりべや 1人部屋	34室	

※利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。

(3) 主な設備

設備の種類	へやかず 部屋数	び 備考
しょくどう 食堂	1室	
さぎょうしつ 作業室	2室	につちゅうかつどうどう 日中活動棟
いむしつ 医務室	1室	
せいようしつ 静養室	2室	
そうだんしつ 相談室	1室	
よくしつ 浴室	3室	
たもくてきしつ 多目的室	2室	
ごらくしつ 娯楽室	2室	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、基準以上の施設、設備を設置しています。

5. サービス提供職員の配置状況

職 種	員数	備 考
管理者	1名	
事務職員	1名以上	
サービス管理責任者	2名	1名生活支援員兼務
生活支援員	23名以上	常勤換算
医師	1名	嘱託
看護師	1名以上	常勤換算
栄養士	1名	
運転手	1名以上	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは..

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例:週40時間)で除した数です。

主な職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)
事務職員	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)
生活支援員	正規の勤務時間帯 早番 (7:00~16:00) 日勤 (8:30~17:30) 日勤2 (9:30~18:30) 遅番 (11:30~20:30) 夜勤 (16:30~翌10:00)
看護師	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)
栄養士	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)

6. サービス提供の内容と利用料金

(1) 介護給付費対象サービス内容と利用料金

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。

<p>介護</p>	<p>利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄など生活全般にわたる援助を行います。</p> <p>① 入浴 週3回以上 但し、必要に応じて適切に対応します。 (入所利用者に対応 通所利用者(在宅者)は給付対象外のサービスですので、そちらに記載。)</p> <p>② 着脱衣 必要に応じて介助、確認します。</p> <p>③ 整容 毎食後の歯磨き援助、介助、確認。洗面の援助、介助、確認等個性を尊重した適切な整容を援助します。 生活のリズムを整えるような支援をします。</p>
<p>健康管理</p>	<p>日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。 また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。</p>
<p>創作的活動</p>	<p>創作的活動の機会を提供します。</p>
<p>生産活動</p>	<p>軽作業等の生産活動の機会を提供します。(縫製作業、木工作业等)</p>
<p>余暇活動</p>	<p>将来、地域において潤いのある質の高い生活を送ることができるための支援を行います。</p>

介護給付によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち9割が介護給付の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。(定率負担又は利用者負担額といいます)

なお、定率負担または、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 給付費対象外サービス内容と利用料金

サービスの種類	サービスの内容と利用料金									
<p>食事サービス</p>	<p>希望により食事の提供をします。</p> <table border="1"> <tr> <td>食事時間</td> <td>朝食</td> <td>7:45～ 8:30</td> </tr> <tr> <td></td> <td>昼食</td> <td>12:00～13:00</td> </tr> <tr> <td></td> <td>夕食</td> <td>18:00～19:00</td> </tr> </table> <p>※入所の方は3食のうち1食でも取られれば、1日当たり 1,430円 ※通所(在宅)の方は昼食のみの提供で、1食600円(低所得者は350円)</p> <p>栄養と利用者の身体状況や嗜好に配慮し、バラエティーに富んだ食事を提供します</p>	食事時間	朝食	7:45～ 8:30		昼食	12:00～13:00		夕食	18:00～19:00
食事時間	朝食	7:45～ 8:30								
	昼食	12:00～13:00								
	夕食	18:00～19:00								
<p>光熱水費</p>	<p>入所の方は、使用量に関わらず、1ヶ月当たり 10,000円</p>									
<p>※入所の方は上記サービスについて、特定障害者特別給付費が受けられる場合があります。 (障害福祉サービス受給者証に記載)</p>										
<p>おやつ代</p>	<p>おやつを摂られた場合おやつ代として、1日 70円</p>									

つうしよしゃ にゆうよくだい 通所者の入浴代	つうしよ ざいたく かた にゆうよくさ ー び す 通所(在宅)の方の入浴サービスは、 かい えん 1回 300円
よ か かつどうおよび 余暇活動及び こべつかつどう 個別活動	よ か かつどうおよびこべつかつどう おこなうえ ひよう ふたん 余暇活動及び個別活動を行う上でかかる費用で、負担していただくことが適当であ るものに係る費用をいただきます。(実費)
にちじょうせいかつじょうひつよう 日常生活上必要 となる諸経費	りようしゃ にちじょうせいかつひん こうにゆうだいきんとう にちじょうせいかつ ようする ひよう ふたん 利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担していただ くことが適当であるものについては実費をいただきます。(実費)
そうさくてきかつどうおよび 創作的活動及び せいさんかつどうとう 生産活動等	そうさくてきかつどうおよびせいさんかつどうとう おこなうえ ひよう ふたん 創作的活動及び生産活動等を行う上でかかる費用で、負担していただくことが適当 であるものについては実費をいただきます。(実費)
しゃかいせいかつじょう 社会生活上の べんぎ きょうとう 便宜の供与等	にちじょうせいかつ ひつよう ぎょうせいきかんとく てつづきとう りようしゃ かぞく おこなう 日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行う ことが困難な場合代行します。(実費)
あずかりきんかんり 預かり金管理	きぼう にちようひんとう つうちよう かんり 1かげつ えん げんそくにゆうしよしゃ 希望により日用品等の通帳を管理します。1ヶ月1,000円(原則入所者のみ)
つういんつきそい 通院付き添い	いりようきかん つういん つきそったばあい 医療機関に通院で付き添いした場合。 (原則入所者のみ) じかんいなし えん じかんちよう えん ○3時間以内 3,000円 ○3時間超 5,000円

### (3) 利用料金のお支払方法

りようりようきん おしはらいほうほう  
利用料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、20日までに以下のいずれかの方法でお支払い  
ください。

(ア) 当事業所窓口での現金支払い

(イ) 下記指定口座への振込(なお、振込手数料はご負担願います)

おおがきせいのうしんようきんこ おおのしてん ふつうよきん No.165207  
大垣西濃信用金庫 大野支店 普通預金  
せいのかうじょうえん えんちよう こんどう ゆきこ  
西濃向生園 園長 近藤 征子

(セイノウコウジョウエン エンチョウ コンドウ ユキコ)

### 7. 利用者の記録管理等

- (1) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び  
緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらにつ  
いては別紙個人情報使用同意書に基づき対応いたします。また、記録及び情報については契約の  
しゅうりようご ねんかんほかん  
終了後5年間保管します。

### 8. 苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

- (1) 苦情等申立先

そうだんまどぐち 相談窓口	まどぐちたんとうしゃ きーびす かんりせきにんしゃ すがや やすお ・窓口担当者 サービス管理責任者 菅谷 康夫 でんわばんごう ・電話番号 0585-34-2723 たんとうしゃ ふざい ばあい じぎょうしよじむしよ おもうして ・担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。 ・なやみ・そうだん受付ボックスを玄関に設置しています。
だいさんしゃいん 第三者委員	みかみ たいし 三上 泰史 058-266-5010 かしはら ただあき 柏原 忠昭 0585-34-1765 いまにし ふみこ 今西 文子 0585-45-5042

うんえいてきせいはいいんかい 運営適正化委員会	しよざいち ぎふししもなら 所在地：岐阜市下奈良2-2-1 でんわばんごう 電話番号：058-278-5136 F A X：058-278-5137
----------------------------	--

ぎやくたいぼうし かんする そうだんまどぐち  
(2) 虐待防止に関する相談窓口

ぎやくたいぼうし かんする 虐待防止に関する 相談窓口	まどぐちたんとうしゃ さーびす かんりせきにんしゃ すがや やすお 窓口担当者：サービス管理責任者 菅谷 康夫 でんわばんごう 電話番号：0585-34-2723 F A X：0585-34-2753
-----------------------------------	--

きようりよくいりようきかん  
9. 協力医療機関

いりようきかん めいしよ 医療機関の名称	ぎふめんたるくりにつく 岐阜メンタルクリニック		
いんちようめい 院長名	みかみ たいし 三上 泰史		
しよざいち 所在地	ぎふ しわかみやちよう 岐阜市若宮町5-12-37		
でんわばんごう 電話番号	058-266-5010		
しんさつか 診療科	せいしんか 精神科	にゆういんせつび 入院設備	なし 無

ひじょうさいがいじ たいさく  
10. 非常災害時の対策

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べつと さだめる しようぼうけいかく たいおう 別途に定める、消防計画により対応いたします。		
ほうさいせつび 防災設備	じどうかさいほうちきせつび ・自動火災報知機設備	あり 有	ほじよさんすいせん ・補助散水栓
	ひじょうつうほうそうち ・非常通報装置	ゆう 有	ゆうどうとう ・誘導灯
	ひじょうようでんげん ・非常用電源	あり 有	すぶりんくラー ・スプリンクラー
へいじ くんれん 平時の訓練	べつと さだめる しようぼうけいかくしよ のつとり つき1かい ひなん ぼうさいくんれん りようしゃ かつ ・別途に定める、消防計画書に則り、月1回、避難・防災訓練を、利用者の方も さんか じっし 参加して実施します。		
ぼうかかんりしゃ 防火管理者	すがや やすお 菅谷 康夫		

とうじぎょうしよごりよう さい りゆうい じこう  
11. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

らいほう めんかい 来訪・面会	らいほうしや かならずげんかん らいえんうけつけぼ きにゆう めんかい ばあい しえんいんしつ 来訪者は、必ず玄関にて「来園受付簿」に記入し、面会の場合は支援員室にて めんかいひよう きにゆう ねが 面会票の記入をお願いします。
がいしゆつ がいはく 外出・外泊	がいしゆつ がいはく さい じぜん でんわ きよか とつて らいえんじ がいしゆつ 外出・外泊の際は、事前に電話にて許可を取っていただき、来園時に外出・ がいはくとどけ ていしゆつ 外泊届を提出してください。
いりようきかん じゆしん 医療機関への受診	いりようきかん じゆしん けいぞくてき ばあい えんぼう じゆしんとう ほごしや 医療機関への受診が継続的になる場合や、遠方への受診等は、保護者により たいおう ばあい 対応していただく場合があります。また、入院の場合は保護者の付き添いをお ねが にゆうしよ かつ 願います。(入所の方)
せつび きぐ りよう 設備、器具の利用	とうじぎょうしよ せつび きぐ ほんらい ようほう したがって はんしたごりよう 当事業所の設備、器具は本来の用法に従ってください。これに反したご利用に はそん しょうじたばあい ばいしよ より破損が生じた場合は、賠償していただくことがあります。

きちようひん かんり <b>貴重品の管理</b>	きちようひん じさん おねがい じさん ばあい <b>貴重品は、できるだけ持参されないようにお願いします。持参された場合は、</b> りようしゃ せきにん かんり <b>利用者の責任において管理させていただきます。</b>
しゅうきょうかつどう せいじ <b>宗教活動、政治</b> かつどう えいりかつどう <b>活動、営利活動</b>	りようしゃ しそう しんこう じゆう ほか りようしゃ たいする しゅうきょうかつどう せいじ <b>利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治</b> かつどう えいりかつどう ごえんりよ <b>活動、営利活動はご遠慮ください。</b>